

一般質問通告書

宇美町議会会議規則第61条第2項の規定により通告します。

令和5年11月28日

宇美町議会議長 殿

宇美町議会議員 安川 禎幸

質問事項	質問の要旨	質問の相手
宇美町の今後の子育て施策は	<p>令和5年4月にすべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指す「こども基本法」が施行され、政府においても異次元の少子化対策として子育て世帯に対する支援を強化する新しい施策が次々に打ち出されており、子育ての環境はここ数年で大きく変化している。</p> <p>第7次総合計画の重点方針である「子育てしやすいまち」の実現にむけて、今後の町の子育て施策についてお尋ねしたい。</p> <ol style="list-style-type: none">1. こども基本法に定められた「こども」の定義は2. 国が策定している「こども大綱」の策定状況は3. 宇美町こども計画の策定状況は4. 病児保育無償化後の状況と今後の課題は5. 保育所等の整備方針は6. 宇美町の子育ての将来像は	教育長